



# 坂井市中小企業振興計画

## 概要版

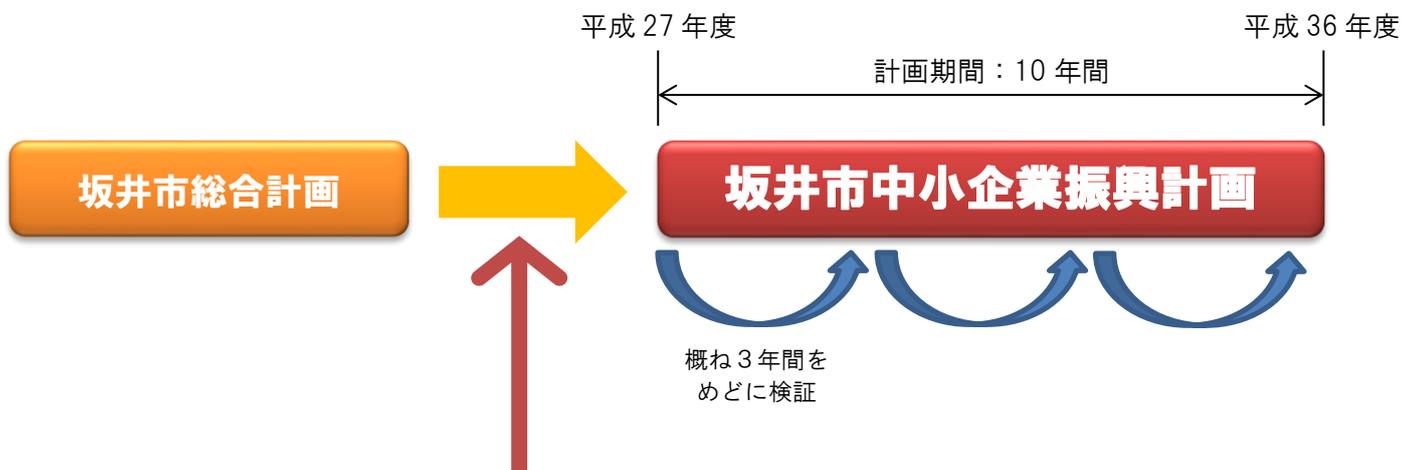
平成27年3月

# 1

## 坂井市中小企業振興計画とは？

坂井市は、平成 25 年 10 月 1 日、市内中小企業の支援を目的に「坂井市中小企業振興基本条例」を制定しました。坂井市中小企業振興計画は、この条例に基づき各種支援策を総合的かつ計画的に実施するための実行計画であり、地域経済の持続的な発展と地域活力を創造するまちづくりの実現を目指すものです。

この振興計画に掲げる各種施策は短期、中期、長期の 3 段階で構成していますが、社会経済の変化に柔軟に対応するため、概ね 3 年間をめぐりに検証と評価を行い、施策の着実な推進を図ります。



### 坂井市中小企業振興基本条例が目指すもの

#### 基本理念：中小企業の振興にあたっての 3 つの基本的な考え方

- 中小企業者自らの創意工夫と自主的な経営向上の努力を尊重し推進すること
- 本市の地域特性を活かした施策により推進すること
- 関係機関との緊密な連携と一体的な展開を図りながら推進すること

#### 市の基本的な施策：中小企業の振興にあたっての 9 つの柱

- 経営の革新や起業の促進
- 資金調達の円滑化
- 人材の育成及び雇用の促進
- 教育・学術研究機関との連携強化
- 経営の多角化の促進
- 経営資源の強化
- 地域資源を活かした創造的な事業活動の促進
- 経済的、社会的環境変化への適応
- 観光資源を活用した産業の促進

# 2

## 9つの柱に基づく施策の展開

### 1. 中小企業者の経営の革新及び起業の促進を図るための施策

1.新製品（商品）・新技術・新サービス開発等に対する助成	新規市場開拓、新商品や技術開発、これに伴う知的財産権取得、関連機関との連携等に要する経費に対して支援し、事業所の販路拡大や高付加価値化、ものづくりの推進に対して支援します。
2.中小事業者の起業への助成	既存の企業立地促進助成事業では対象とならない中小規模の事業者の起業促進のため、国や県などの支援事業の活用を図りながら地元雇用機会の創出及び産業の発展を図ります。

### 2. 中小企業者の経営資源の強化を図るための施策

1.総合的な相談窓口の整備	資金繰りや経営、各種認証制度取得など国・県などの機関を含めて、気軽に相談できる環境を整えます。
2.情報提供・共有化の機会、手段の整備	中小企業の支援に関するさまざまな情報を気軽に入手し、経営に活用できる仕組みを構築します。 また、営業力強化や販売促進に向けたIT技術の活用促進など、手軽に利用できるツールを整備します。

### 3. 中小企業者の資金調達の円滑化の促進を図るための施策

1.既存制度の要件、手続きの見直し	可能な限り要件、手続きを簡素化し、気軽に各種制度を活用できる環境を整えます。
2.融資制度等の拡充又は創設	既存制度では対象としていない事業者、事業内容（借り換え等）に対して、よりきめの細かい支援が行えるよう、支援制度の拡充又は創設を図ります。

### 4. 中小企業者の地域資源を活かした創造的な事業活動の促進を図るための施策

1.既存制度の拡充	市内の優れた技術で生産された製品及び特産品を広く市外にPR、発信するため、坂井市産業フェアの拡充、展示会等参加助成事業の拡充を図ります。
2.マッチング機会の創出とコーディネート	市内の優れた技術、製品を組み合わせて新しい商品・サービスを生み出すため、商談会の開催等マッチングさせるための機会の創出を図るとともに、組み合わせのコーディネートを推進します。

### 5. 中小企業者の人材の育成及び雇用の促進を図るための施策

1.人材育成のための助成	人材育成講座の受講にかかる経費等に対して支援し、市内中小企業者の育成を支援します。
2.人材確保の支援と環境整備	県等関係機関との連携を図り、安定した雇用者確保の推進に向け、キャリアアップ（正規雇用への転換等）や育児休業取得者の原職復帰等への支援を行います。
3.各種セミナー等の開催	教育機関等と連携し、キャリア教育や定期的な各種相談会やセミナー、社会経済情勢の変化に伴う非定期的相談会等を開催するとともに、各種機関の研修会を紹介し、幅広い知識や技能の向上を支援します。

### 6. 中小企業者の経済的、社会的環境の変化への適応の円滑化を図るための施策

1.社会経済情勢に応じた臨時的な支援	原油高、風評被害など、外的要因に伴う経営悪化等に対して、適宜、支援を行います。
2.ネットビジネスへの展開の支援	インターネットを通じた販売のスタイルや方法等について、常に最新の情報を入手・整理し、ビジネス展開への支援ツールとして広く普及、活用支援を行います。

### 7. 中小企業者と教育・学術研究機関との連携の強化を図るための施策

1.教育、学術研究機関との連携の推進	教育、学術研究機関との交流事業の開催や教育、学術研究機関と連携した新製品・新技術開発へ支援します。
--------------------	---

### 8. 地域特有の観光資源を活用した産業の振興を図るための施策

1.観光資源を活かしたルート開発	観光資源を活かした新ルートにより消費拡大する施策（誘客の仕掛け、ネットワーク、等々）に対して、観光連盟等と連携しながら支援します。
2.観光資源を活かした商品等の開発支援	観光資源を活かした商品開発や地域ブランド化、付加価値向上等による消費拡大のための施策に対して、県が支援する事業を含めて、費用の一部の助成や利用促進を図ります。

### 9. 農工商連携及び各次産業の経営の多角化の促進を図るための施策

1.農林漁業者の新事業創出への支援	農林漁業者が行う農林水産物を活用した新たな商品、サービスの開発に対して、技術的な支援を行うとともに、費用の一部を助成します。
2.農林漁業者と中小企業とのマッチングの推進	各種店舗での地場産材の活用促進、中小企業者が行う農林水産物を活用した新たな商品、サービスの開発に向け、マッチングを推進するとともに、マッチング後のそれぞれの連携の維持・展開を支援します。

### 10. その他の施策

1.広域連携施策の創出、展開	坂井市単独では実施できない施策の創出を検討するとともに、周辺自治体と連携して取り組みます。 また、ふくい産業支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、中小企業に対してより効果的で効率の良い施策を積極的に提案します。
2.専門職員の育成	産業支援を直接的に担当する職員に、ものづくりの技術や観光、まちづくり等に対する幅広い造詣と人脈を有する人材を育成します。 また、経済界で活躍し、様々な方面の人脈や知識を有する人材を多く確保し、相談員、アドバイザー等としての活用を促進します。

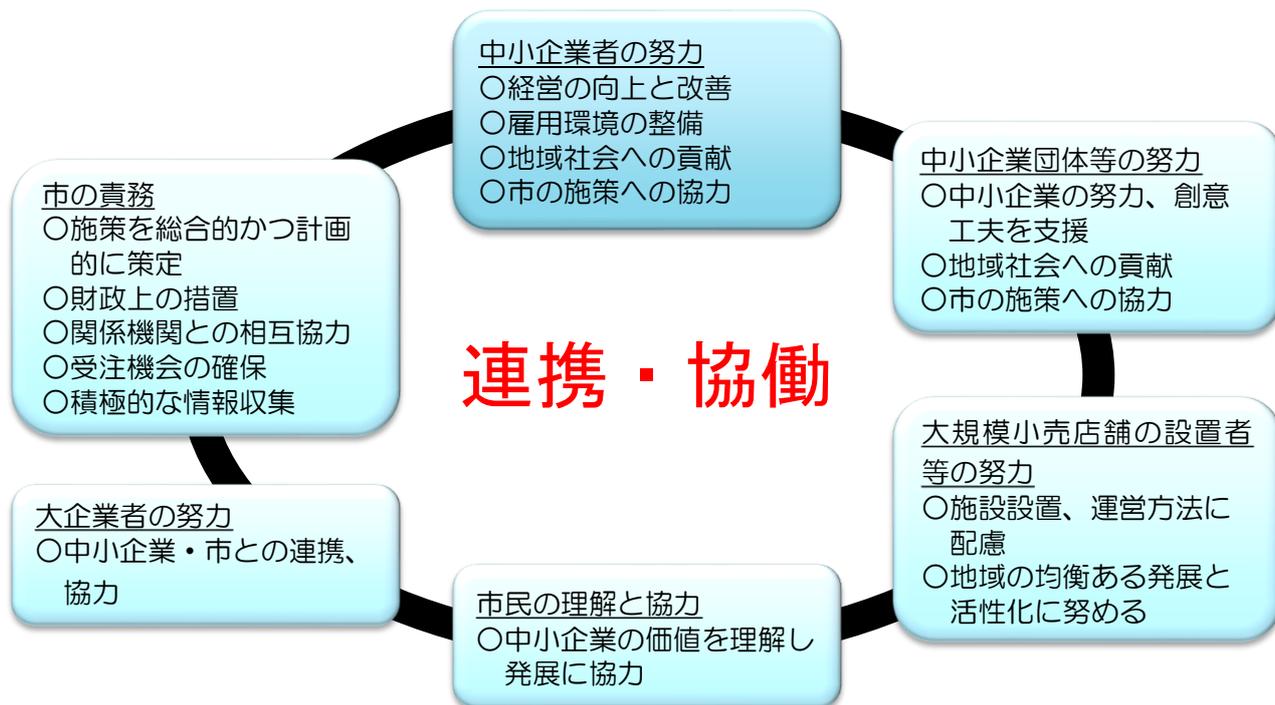
※ここに掲げる施策のほか、既の実施している施策についても、内容を拡充するなどして継続して実施していきます。

# 3

## 推進体制と進捗管理

### 推進体制

本計画は、「坂井市中小企業振興基本条例」第3条の基本理念にも掲げた通り、中小企業者自らの創意工夫と自主的な経営向上の努力の下、坂井市が国、県及びその他の関係機関との緊密な連携と一体的な展開を図りながら推進していきます。



### 進捗管理と検証

本計画を確実に実施し、かつ、社会情勢の変化に柔軟に対応して適宜見直し、グレードアップを図りながら推進していくため、(仮称)坂井市中小企業振興会議を設置し、本計画の定期的な進捗評価を行うとともに、以降に必要となる施策について検討していきます。

この計画は、市が関係機関と連携しながら行うべき施策について示しています。既に制度化している施策もありますが、これから具体的な検討に入る施策もあります。

このため、具体の支援や助成の詳しい内容については、右記お問い合わせ先にてご確認ください。

#### 【お問い合わせ先】

〒919-0592  
福井県坂井市坂井町下新庄 1-1  
坂井市産業経済部観光産業課  
TEL 0776-50-3153  
FAX 0776-68-0440  
Mail kankou@city.fukui-sakai.lg.jp